

## 討議のための論点メモ

(前注) この資料は、ハーグ国際私法会議判決プロジェクト特別委員会第1回及び第2回において取りまとめられた条約草案(以下「草案」という。)について討議を行うための論点メモである。なお、この資料で引用している草案の規定内容等は仮訳であり、正文ではない。

### 1 前回の研究会で討議した事項に関して

#### (1) 草案5条1 f (応訴管轄に関する規定)

- ・ 管轄の抗弁の提出時期は判決国法を基準とすること、本案について弁論をした場合に応訴管轄が生じることが明示された。
- ・ 民訴法3条の8との整合性について

#### (2) 草案5条1 i (客観的併合に関する規定)

- ・ 同一被告に対する請求が併合提起された場合であることが明示された。
- ・ 民訴法3条の3第3号及び3条の6等との整合性について

#### (3) 草案6条 (専属的管轄に関する規定)

- ・ 同条aは、他の知的財産権関連規定とともに、更に検討されることとなった。
- ・ 同条b及びc(不動産の物的権利、長期賃貸借に関する規定)は、現段階では修正されなかった。
- ・ 民訴法3条の5等との整合性について

#### (参考) 特別委員会第2回における議論

- ・ 草案6条aないしc所定の判決について、登録国又は不動産所在地国において専属管轄とされている裁判については条約上も専属管轄とすることを明示する提案は支持を得られなかった。
- ・ 同条bに、「不動産に関連する活動についての人的権利 (rights in personam)」に関する判決も含める提案もあったが、支持を得られなかった。
- ・ ある判決について草案6条が適用されるかどうかの判断は、各国法制度により異なり得るため、登録国又は不動産所在地国の実質法(手続法における専属管轄規定をも含む。)に配慮する必要があることは、起草の過程において配慮することとされた。
- ・ 知的財産権全体については、後記。

(4) 草案旧10条／新13条（裁判上の和解に関する規定）

- ・ 現段階では修正されなかった。
- ・ 裁判外で合意に達し（手続開始前に締結された合意も含む）、その後、裁判所によって認められた合意についても、この条文に含まれることが確認された。

【検討事項】 本条文の適用排除の要否及び方法等

- ・ 草案21条(特定の事項に関する宣言)により適用を排除する可能性。(なお、特定の“条文”に関する宣言のメカニズムを条約に加えることについては、現段階ではコンセンサスが形成されなかった。)
- ・ ブラケット内の文言の要否

(参考) 本条文が適用される場面

- ・ 例1：我が国が執行を求められた国である場合  
本条約の締約国であるX国法によると、裁判上の和解に執行力が認められているとする。X国裁判所における訴訟手続において締結され、判決同様の方法で執行可能である場合には、我が国において、草案13条に基づき、判決と同様の方法で執行しなければならないこととなる。  
なお、ブラケットの文言が条文に挿入された場合は、X国裁判所で認められた和解の内容が、我が国の国内法上、容認できるものでなければ執行義務は課されない。
- ・ 例2：我が国の裁判所で裁判上の和解が成立し、他国で執行を求める場合  
我が国の裁判所において、裁判上の和解を締結し、和解調書を作成した場合は、強制執行が可能である（民訴法267条、民執法22条7号参照。なお、民事調停における当事者間の合意を調書に記載した場合も同様に考えられる（民事調停法16条参照））。他の締約国において、草案13条に基づき、この和解が判決と同様の方法で執行されることになる。

## 2 その他検討すべき事項

- (1) 知的財産権（草案2条1ℓ, 5条1k, ℓ, m, 6条a, 7条1g及び12条）
- ・ 関連条文を全てブラケットに入れて、更に検討されることになった。

<関連条文>

- ・ ①知的財産権全般を適用範囲から除外する案、②知的財産権のうち、著作権及び関連する権利、登録商標及び未登録商標のみ適用範囲に含めるとする案（草案2条1ℓ）
- ・ 知的財産権の侵害訴訟について、判決国が登録国等である場合にその判決の承認執行義務を認める間接管轄要件に、侵害行為が判決国以外で行われた場合等にはこの限りでない、との例外を設ける案（草案5条1k及びmのブラケット）
- ・ 知的財産権の侵害についての判決が、その知的財産権に対して、同権利を規律

する法以外の法を適用している場合に、承認執行の拒否を認める案（草案7条1g）

- ・ 知的財産権の問題について非金銭的救済を付与する判決については、条約上の執行義務を課さないとする案（草案12条）

（参考）2005年管轄合意条約は、第2条2項n及びoにおいて、下記の事項を適用除外としている。

n) the validity of intellectual property rights other than copyright and related rights;

著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の有効性

o) infringement of intellectual property rights other than copyright and related rights, except where infringement proceedings are brought for breach of a contract between the parties relating to such rights, or could have been brought for breach of that contract;

著作権及び著作隣接権を除く知的財産権の侵害（ただし、その権利に関する当事者間の契約違反について侵害訴訟が提起され、又は提起され得た場合は除く。）

#### 【検討事項】

- ・ 知的財産権に関する判決を条約の適用範囲に含めるべきか。
- ・ 草案12条を設けると、例えば、知的財産権の侵害訴訟における差止請求の認容判決について、条約上、執行が拒否されることになるが、適当か。

#### (2) 信託（草案5条1n）

草案5条1n(i)は、民訴法3条の7所定の合意管轄と整合的であると考えられるがどうか。また、(ii)及び(iii)と我が国の直接管轄規律との整合性はどのように考えるか（なお、民訴法3条の3第1号参照）。

#### (3) 一般条項及び最終条項

- ・ 特定の事項に関する宣言（草案21条）（なお、「留保<sup>1</sup>」の規定は、現時点では設けられておらず、管轄合意条約にも規定されていない。）。

（以上）

---

<sup>1</sup> 条約法に関するウィーン条約第2条第1項(d)：「留保」とは、国が、条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入の際に単独に行う声明(用いられる文言及び名称のいかんを問わない。)をいう。